

## 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人真心福祉会（以下「当法人」という）の役員および評議員の報酬等に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の役員とは、理事長とする。
- (3) 非常勤の役員等とは、役員等のうち常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員等の報酬等とは、報酬、賞与とする。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、役員等としての職務遂行に伴い生じる旅費(旅費規程の旅費)等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与
- (2) 非常勤の役員等 報酬理事会及び評議員会の出席等

(報酬額)

第4条 常勤の役員及び非常勤の役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めた額とする。

- (1) 常勤の役員の報酬については、別表1に定める額。
- (2) 非常勤の役員等の報酬については、別表2に定める額。ただし、当法人の常勤の役員には支給しない。また、他県から参加する場合、航空券は当法人手配により実費を支給する。ただし、役員等の希望により本人手配でも可とする。
- (3) 非常勤の役員等の報酬は、各年度の総額が以下の範囲を超えないように支給する。

	各年度の総額
評議員	1,000,000円
理事	700,000円
監事	1,280,000円

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月15日（ただし、支給日が休日および金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。）

- (2) 賞与 毎年6月、12月及び期末

2 非常勤の役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など当法人運営のための業務にあたった都度、以下のとおり支給する。

- (1)国内送金 月末締め翌月15日払い

- (2)国外送金 毎年4月～9月分を9月末締めとし翌月15日払い、及び毎年10月～3月分を

3 月末締めとし翌月 15 日払いの年 2 回とする。

3 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 6 条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第 7 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額が 50 銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が 50 銭以上であるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(補則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より実施する。

この規程は、令和 7 年 7 月 1 日より一部改訂する。

別表1（常勤の役員の報酬）

(1)報酬

役職名	金額
理事長	月額 900,000 円

(2)賞与

賞与	報酬月額×1.0 ヲ月分（賞与最小値）～7.20 ヲ月（賞与最大値）
----	------------------------------------

別表2（非常勤の役員等の報酬）

以下、別表2のとおり支給する。

(1)評議員

区分	会議時間 30 分超	会議時間 30 分以内
評議員会への出席	日額 20,000 円	日額 5,000 円

(2)理事（理事長を除く）

区分	会議時間 30 分超	会議時間 30 分以内
理事会等会議への出席	日額 20,000 円	日額 5,000 円

(3)監事

区分	会議時間 30 分超	会議時間 30 分以内
理事会等会議への出席	日額 20,000 円	日額 5,000 円

監事監査	1 時間 10,000 円 ※ただし、1 日最大 8 時間 80,000 円を支給とし、年 4 回とする。
勘定科目残高監査	一ヶ月分 30,000 円